

了鳥取県公報

平成17年5月31日(火) 第7690号

每週火 金曜日発行

次 目

告 示		結核予防法による医療機関の指定の辞退 (447) (米子保健所)	. 1
		特定計量器の定期検査の実施 (448) (県民生活課)	. 1
		土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (449) (耕地課)	2
		土地改良区の役員の就退任 (450) (鳥取地方農林振興局)	2
		県道の区域の変更 (451) (道路企画課)	. 3
		県道の供用の開始 (452) (〃)	4
選管部	与示	開票区の設定 (33)	4
		不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (34)	4
内水面	 面漁	あゆの採捕の禁止 (4)	. 5
管委告	与示		
公	告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防課)	. 6
		平成17年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医務薬事課)	. 7
正	誤	平成16年10月19日付鳥取県公安委員会規則第7号中訂正	. 8

生	=
	小

鳥取県告示第447号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核 予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお り告示する。

平成17年5月31日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
なかくき医院	米子市末広町267	平成17年 5 月17日

鳥取県告示第448号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条 第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

鳥取県知事 片 山 善博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実施場所
日野郡	平成17年7月1日 (金)	午後1時から	日野郡日南町霞800
日南町		午後3時まで	日南町役場
日野郡	平成17年7月4日 (月)	"	日野郡日南町根雨130 - 1
日野町			日野町山村開発センター
日野郡	平成17年7月5日 (火)	"	日野郡江府町大字洲河崎62
江府町			江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成17年7月14日 (木)	"	日野郡日野町根雨130 - 1
			日野町山村開発センター
"	平成17年8月1日 (月) から同月31日 (水)	午前9時から	烏取市東町一丁目271
	までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)	午後4時まで	鳥取県生活環境部県民生活課

鳥取県告示第449号

琴浦町が行う土地改良事業に係る山川木地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月31日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間平成17年5月31日から同年6月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 琴浦町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第450号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月13日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

退任した役員の氏名及び住所

理 事 国 富 三 郎 鳥取市湖山町西二丁目133

"影井道男鳥取市湖山町南一丁目955

```
松川宏之
               鳥取市湖山町南一丁目327
 11
     田中益夫
              鳥取市湖山町南一丁目239
     星 見 強 司
               鳥取市湖山町南一丁目880
     小 坂 秀 美
               鳥取市湖山町南一丁目161
     山根健治
               鳥取市湖山町北一丁目282
     田中力雄
               鳥取市湖山町北一丁目531
               鳥取市湖山町南五丁目435
           豊
     太田
         路昭
     森
              鳥取市湖山町南五丁目463
     船 越 作一郎
              鳥取市湖山町西一丁目211
     村 上 俊 行
               鳥取市湖山町南一丁目503
監 事
     中 川 吉太郎
               鳥取市湖山町南一丁目388
     田住宣藤
               鳥取市湖山町南五丁目346
     星見健蔵
               鳥取市湖山町西二丁目347
  平成17年3月31日退任
```

就任した役員の氏名及び住所

理 事 国富三郎 鳥取市湖山町西二丁目133 影 井 信 孝 鳥取市湖山町南一丁目612 鷲 見 澄 夫 鳥取市湖山町南一丁目917 田中益夫 鳥取市湖山町南一丁目239 川口由之 鳥取市湖山町南一丁目943 小 坂 秀 美 鳥取市湖山町南一丁目161 山 根 善 政 鳥取市湖山町南一丁目609 田中力雄 鳥取市湖山町北一丁目531 鳥取市湖山町南五丁目435 太田 豊 路昭 鳥取市湖山町南五丁目463 森 船 越 作一郎 鳥取市湖山町西一丁目211 影 井 克 博 鳥取市湖山町南一丁目455 監事 中 川 吉太郎 鳥取市湖山町南一丁目388 田住宣藤 鳥取市湖山町南五丁目346 星 見 健 蔵 鳥取市湖山町西二丁目347

鳥取県告示第451号

平成17年4月1日就任 任期3年

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項 の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年5月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)におい て一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月31日

鳥取県知事 片 善 Щ 博

路線名	X	間	变	更	敷地の幅員	敷地の延長
-----	---	---	---	---	-------	-------

4 平成17年5月31日 火曜日 鳥 取 県 公 報

第7690号

		i		
		前後別	(メートル)	(メートル)
鳥取鹿野	鳥取市幸町152 - 2地先から同市古市173 - 2地先まで	変更前	23.0 ~ 26.0	134.0
倉吉線		変更後	23.0 ~ 33.0	136.0

鳥取県告示第452号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年5月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

平成17年5月31日

鳥取県知事 片 山 善博

路線名	区間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉	鳥取市幸町152 - 2 地先から同市古市173 - 2 地先まで	亚世47年 5 日24日
吉線		平成17年 5 月31日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第18条第 2 項の規定により、次のとおり開票区を設けたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年5月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

市町村名	開票区名	区域	
鳥取市	第1開票区	第1投票区から第49投票区までの区域、第101投票区から第113投票区までの	
		区域及び第151投票区から第158投票区までの区域	
	第2開票区	第301投票区から第316投票区までの区域、第351投票区から第361投票区まで	
		の区域及び第401投票区から第410投票区までの区域	
	第3開票区	第501投票区から第512投票区までの区域、第551投票区から第557投票区まで	
		の区域及び第601投票区から第614投票区までの区域	

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号 (不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について) の 一部を次のように改正する。

平成17年5月31日

次

鳥取県選挙管理委員会委員長須 山 修

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改正後			改正前		
1 4	1~3 略 4 保護施設			~ 3 略 保護施設		
	施設名	所在地		施設名	所在地	
	救護施設よなご大平園	米子市二本木1690		救護施設よなご大平園	米子市二本木1690	
	救護施設ゆりはま大平園	東伯郡湯梨浜町大字長				
		和田1835 - 1				

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、 その採捕を次のとおり禁止する。

平成17年 5 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

	採 捕 を 禁	止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1	千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜にお	さお釣 (引懸 (ゾロ) を	平成17年6月1日から
		ける中国電力株式会社設置の	含む。)	同月14日まで
		えん堤上流端から上流の区域、		
		同郡智頭町大字市瀬における		
		中国電力株式会社設置の新市		
		瀬橋上流端から上流の区域及	投網	平成17年6月1日から
		び鳥取市用瀬町古用瀬におけ		同月30日まで
		る梅ケ瀬橋上流端から上流の		
		区域に限る。		
		上記以外の区域	さお釣 (引懸 (ゾロ) に	平成17年6月1日から
			限る。)	同月14日まで
			投網	平成17年6月1日から
				同月30日まで
2	天神川水系に係る河川		投網	平成17年6月1日から
			ヤス	同年7月1日正午まで
3	日野川水系に係る河川		投網	平成17年6月1日から
				同年7月1日正午まで
				同年7月1日正午まで

6 平成17年5月31日 火曜日 鳥 取 県 公 報

第7690号

4 加勢蛇川 (東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤か	投網	平成17年6月1日から	
ら下流の区域)		同月30日まで	
5 勝田川 (東伯郡琴浦町大字佐崎154 - 1 地先佐崎橋か	投網	平成17年6月1日から	
ら下流の区域)		同月30日まで	

公 告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成17年5月31日

鳥取県知事 片 山 善博

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 (石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) 第2条第6号に規定する特定事業所における給油所以外のものを除く。) において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

2 講習の日時及び場所

(1) 平成17年8月23日 (火) 午前9時30分から午後0時30分まで

倉吉市東巌城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 平成17年8月24日 (水) 午前9時30分から午後0時30分まで

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

(3) 平成17年8月25日 (木) 午前9時30分から午後0時30分まで

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

(4) 平成17年8月30日 (火) 午後1時30分から午後4時30分まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(5) 平成17年9月2日(金) 午前9時30分から午後0時30分まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成17年7月11日(月)から同月22日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、鳥取県危険物保安協会連合会(〒680-0864鳥取市吉成640-1、電話0857-23-2461)に提出すること。(郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付する場合は、平成17年7月22日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づき、平成17年度毒物劇物取扱 者試験を次のとおり実施する。

平成17年5月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成17年8月31日 (水) 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験(毒物及び劇物 取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号) 附則第3項に該当するものを除く。)

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記による試験を行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (4) 毒物及び劇物の識別

なお、上記(3)及び(4)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締 法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げ る劇物に限る。

- 5 受験手続
 - (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 最寄りの保健所
 - イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医務薬事課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書 (9に掲げる問合せ先において配布するものによること。)
 - イ 履歴書 (日本工業規格によるもの)
 - ウ 写真(出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横4センチメートルの 大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
 - エ 受験票となるハガキ (アとともに配布するものによること。)
 - (3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分 から午後5時まで。

なお、郵送の場合は、平成17年7月1日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、願書の提出までに鳥取県福祉 保健部医務薬事課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置 を講ずることがある。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。こ

の場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成17年8月24日(水)までに鳥取県福祉保健部医務薬事課から本人あてに送付する。

- 8 合格者の発表等
 - (1) 合格者の受験番号を、平成17年9月20日(火)発行の鳥取県公報に公告し、同日午前9時に鳥取県庁1階ロビー掲示板及び鳥取県内各保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。
 - (2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の 開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医務薬事 課に受験票又は運転免許証等本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医務薬事課 (電話0857 - 26 - 7203、ファクシミリ0857 - 21 - 3048)

鳥取保健所 (東部福祉保健局) (電話0857 - 22 - 5691)

倉吉保健所 (中部総合事務所福祉保健局) (電話0858 - 23 - 3144)

米子保健所 (西部総合事務所福祉保健局) (電話0859 - 31 - 9316)

日野保健所 (日野総合事務所福祉保健局) (電話0859 - 72 - 2032)

正 誤

平成16年10月19日公布の鳥取県公安委員会規則第7号 (交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の 一部を改正する規則) 中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行 誤 正

2 20 南安長1丁目 南安長一丁目

5 19 大字橋津 大字橋津、大字上橋津